



会員及び基準認識理事会 (Membership and Standards Recognition Board) の活動について

IVSC Membership and Standards Recognition Board メンバー
みずたにしげこ
水谷 賀子

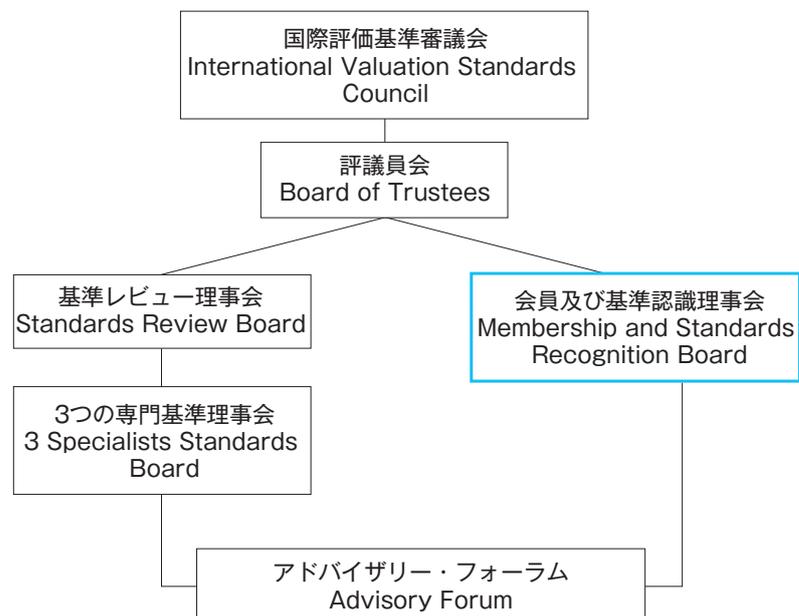
1 はじめに

会員及び基準認識理事会 (Membership and Standards Recognition Board: 以下「MSRB」という。) は、2016年の国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: 以下「IVSC」という。) の組織改編において創設された、以下を目的として活動する理事会である。

＝目的＝

- 評価分野における専門性の定義・確立
- IVSCの会員の確認・見直し
- 有形固定資産、事業評価、ならびに、金融商品の各分野における、国際的な専門称号の開発を検討
- 国際評価基準 (International Valuation Standards: 以下「IVS」という。) の市場認知度向上を推進
- IVSCと評価分野 (関係者/団体) との有益な協力関係の維持発展を確保

図表 1



- 高品質かつ唯一の評価基準の確立を目指す

また、評価基準に関しては、基準理事会 (Standards Board) に助言を行い、各国の評価専門団体及び市場とのコミュニケーションと信頼を確保していくという役目も有している。

現在、MSRBのメンバーは、小職を含め9名であり、任期は3年である。メンバーは、幅広い国/地域及び専門分野より構成されている。

2 2017年の活動及び2018年の行動計画

MSRBは2016年9月に発足した。MSRBの目的は上記のとおりであるが、発足以降、2017年については、以下に注力活動を行った。

- A. IVSの市場認知度向上の推進
- B. IVSCの、現行の入会基準・会員分類・入会手続に関するレビュー
- C. 事業評価における、国際的な専門称号の開発の必要性の検討

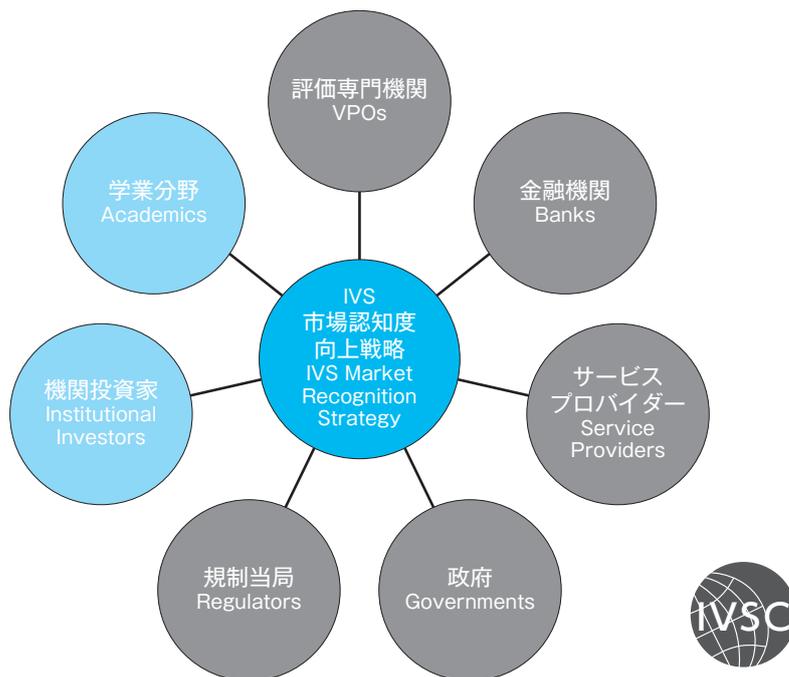
MSRBは、2017年2月及び9月に、それぞれ香港及びカナダ・トロントにおいて会合を開き、また、概ね隔月で電話会議を行い、活動を進めた。各活動に関する具体的な内容は以下のとおりである。

A. IVSの市場認知度向上の推進

IVSの市場認知度の向上推進にあたっては、まずは、IVSのステークホルダーの確認・分析を行った。具体的には、誰がどのようにIVSに参与しているかということである。その結果、主要なステークホルダーとして、図表2のとおり特定した。

上記のステークホルダー中で、市場への影響度合い及び中長期的な視点を勘案し、2018年は機関投資家及び学業分野に注力してIVS認知度向上を推進していくという行動計画を、図表3のとおり策定した。

図表 2



図表 3

内容	時期
1. International Private Equity and Venture Capital (IPEV) の代表者らへのアプローチ	2018年第1四半期
2. 以下機関投資家グループのうち、各グループより影響力のある5機関をそれぞれ選定しアプローチ：選定にあたっては運用資産規模を考慮 - 政府系ファンド - 年金基金 - プライベート・エクイティ会社 - REIT	2018年
3. 学業分野との接点を強化・拡大(各国/地域、評価各分野)	2018年

図表 4

問題点	対応策
正式な評価専門機関 (VPO) となることを目指している団体の活動状況をフォローし、支援を行う仕組みの改善	年次で活動状況の報告を要請。報告内容に応じた支援の実施
IVSCの会員になるための情報発信にあたってのウェブサイトの改善	入会にあたっての手引書(手続・スケジュール)を作成の上、ウェブサイトに掲載
各VPOの、より詳細な財務状況の把握による適正な会費水準検討の必要性	入会申請書類の記載項目に、当該VPOが傘下の会員より徴収している会費に関する内容を追加
各VPOに関わる国/地域における規制・政府関与状況の把握の必要性	入会申請書類の記載項目に、当該国/地域における規制・政府関与状況に関する内容を追加

B. IVSCの、現行の入会基準・会員分類・入会手続に関するレビュー

現行の入会基準・会員分類・入会手続に関するレビューにあたっては、国際会

計士連盟(International Federation of Accountants:IFAC)の入会手続を参考とした。図表4は、レビューの結果に基づく現行制度の問題点、及び、

対応策である。

なお、上記対応策については、2018年上期中に対応することを時間的な目標としている。

C. 事業評価における、国際的な専門称号の開発の必要性の検討

事業評価については、いまだに、市場において専門性が確立・認識されていないというのが、MSRB発足以来、ステークホルダーとの意見交換を通じて得た見解である。MSRBでは、事業評価の市場における信頼性の確保にあたって、事業評価に関わる品質保証/品質マーク(Quality Mark)についての検討を始めた。検討にあたって、まずは、以下の内容を含む諮問書(Consultation Paper)を作成し、ステークホルダーとの議論を進めることとした。

i. 事業評価を行うにあたって備えるべき主たる能力・遂行すべき責任

ii. 品質保証/品質マークの申請手続及び承認プロセス

iii. 品質保証/品質マークを取得した後の当該団体(VPO)に対するモニタリング

iv. 品質保証/品質マークの形式

v. 品質保証/品質マーク取得の条件(例:VPOとしてのIVS適用)

2018年における行動計画は、図表5のとおりである。

3 おわりに

MSRBの喫緊の課題は、いかにIVSの認知度を向上させ、IVSに基づく評価の信頼性を高め、もって、評価分野におけるグローバル、かつ、高品質な基盤を確立させるかということにある。本課題へ対応すべく、メンバーが一丸となって2018年も活動する所存である。

図表 5

内容	時期
1. 諮問書の作成準備	2018年第1四半期
2. 事業評価分野における主要なステークホルダーへの諮問書の回付/意見聴取	2018年第1四半期末
3. 収集した意見について検討し、必要に応じて修正等:全ステークホルダーに回付	2018年第2四半期
4. 理事会への回付・承認申請	2018年第3四半期